第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による拠出金の徴収に関する事務をつかさどる。

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条　雇用均等・児童家庭局は、第十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども手当に関する事務（附則第六条第二項に規定するものを除く。）をつかさどる。

2　雇用均等・児童家庭局育成環境課は、第九十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十四号

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項並びに児童手当法第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十一条第一項の拠出金率並びに児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、合わせて千分の一・五とする。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

福島復興再生特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十五号

福島復興再生特別措置法施行令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

福島復興再生特別措置法第二十四条の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　原子力災害代替建築物（福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備

二　原子力災害代替建築物の購入に付随する土地又は借地権の取得

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

2　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中「災害復興建築物」の下に「若しくは原子力災害代替建築物（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条に規定する原子力災害代替建築物をいう。）」を、「貸付け」の下に「（福島復興再生特別措置法第二十四条の規定によるものを除く。）」を加える。

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志

府　令

○内閣府令第二十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し及び同条第一項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に改め、同条第二項第一号中「政令」の下に「（平成二十三年政令第九十号）」を加え、同条第四項中「跡地利用促進室」を「跡地利用推進室」に改め、同条第五項中「跡地利用推進室」を「跡地利用促進室」に改める。

附　則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十二号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十四号）の施行に伴い、並びに内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第一号及び第二号を次のように改める。

一　振興開発計画の作成に関する事務のうち、駐留軍用地跡地の利用の推進に関すること。

二　振興開発計画の推進に関する事務のうち、駐留軍用地の返還に係る跡地利用の推進に関すること。

附則第三条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること」に改める。

附則第五条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。